

令和2年度「運輸安全マネジメントに関する取組について」【概要版】

I 運輸安全マネジメントに関する体制

(本編1～2ページ)

道路運送法等において、運送事業者は国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより、輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

○川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

道路運送法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的として制定しています。

○川崎市交通局安全方針

市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針として、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

II 令和2年度の輸送の安全に関する事項

(本編3～10ページ)

1 令和2年度の目標

(本編3ページ)

【有責事故発生件数に関する目標】

走行距離10万km当たり 【0.28件以下】

【重点取組事項】

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

【形態別目標（有責事故）】

・静止物接触事故【7件以下】 ・車内人身事故【5件以下】

2 令和2年度の取組

(本編3～8ページ)

(1) 安全最優先の徹底

- ①「安全方針」の周知徹底…所内掲示、各種研修での唱和など
- ②コンプライアンス（法令遵守）の徹底…点呼、研修、添乗観察、街頭指導など

(2) 事故防止対策の実施

- ①「重点取組事項・形態別目標」に基づく重点的対策の実施
 - ・自転車関係事故…原則として自転車には追従することや、自転車の危険な行動を予測することなどについて、研修や点呼などで周知・指導
 - ・静止物接触事故…街頭指導、早朝点呼立会い、グループワーク研修等を実施
 - ・車内人身事故…着座・つかまり確認の徹底、注意喚起の車内アナウンスなど
 - ・自転車の追越し・追抜かれ体験や、死角・内輪差体験など、それぞれの事故防止目標に応じた体験型の運転手実技研修を実施

②添乗観察の実施

民間委託と局職員による添乗観察、その結果に基づく個別指導を実施

③適性診断の実施

④運転手への個別指導教育の実施

個別指導実施後のフォロー体制の強化

⑤危機管理対応

重大事故通報訓練の実施、EDSS（ドライバー異常時対応システム）の導入等

⑥情報共有の推進

⑦交通安全運動等の実施

⑧営業所の地域特性に応じた取組

⑨啓発活動の実施

子供向け啓発用パンフレットを市内小学校へ配布、高齢者向け啓発用DVDを各区老人福祉センターへ配布等

(3) 運行管理の徹底

- ①点呼の厳正実施…安全統括管理者、局管理職等による早朝点呼立会い等
- ②輸送の安全に関する情報伝達…デジタルサイネージを活用した情報共有等

(4) 運行ミスに関する取組

- ①基本動作の徹底等…研修・点呼により周知・徹底
- ②添乗観察による指導…運行ミス防止対策等の確認・指導
- ③再発防止の取組…事案発生時の情報共有、発生箇所での街頭指導等

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

営業所研修、階層別研修、派遣研修の実施

②職員のモチベーションの向上

③職員の健康管理

運転手を対象としたSAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査等

(6) 災害時等への対応

- ①災害時等に備えた取組の推進
 - 市バスナビ等の情報配信や電話対応などの訓練、台風時等の対応確認訓練など
- ②バス非常時連絡体制の確保
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施
 - 職員の感染予防の徹底、バス車内の換気、運転席周辺などへのアクリル板又はビニールカーテンの設置、運転席の横及び後方の座席の使用制限等

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

- ①マネジメントレビューの実施…取組の進捗管理と継続的改善を実施（4回）
- ②情報共有の推進…安全統括管理者と営業所職員代表との意見交換会等
- ③内部監査の実施…交通局長及び営生営業所を対象に実施
- ④貸切バス評価認定の取組…貸切バス事業者安全性評価認定制度二ツ星評価を継続

(8) 輸送の安全に関する実績額…767,279千円

3 令和2年度の結果

(本編9～10ページ)

(1) 有責事故発生件数に関する目標及び発生件数

走行距離10万km当たり 【目標0.28件以下／発生件数0.40件】

(2) 重点取組事項及び発生件数

「自転車関係事故」の防止【発生件数2件】

(3) 形態別目標及び発生件数

- ・静止物接触事故【目標7件以下／発生件数26件】
- ・車内人身事故【目標5件以下／発生件数7件】

【有責事故発生件数】

事故種別	令和元年度		令和2年度		増減	
	全体	有責	全体	有責	全体	有責
静止物接触	17	17	26	26	+9	+9
車内人身	14	10	9	7	-5	-3
自転車関係	4	3	2	2	-2	-1
通行人接触	2	2	3	2	+1	±0
車両接触	43	3	32	12	-11	+9
その他	1	1	1	1	±0	±0
合計	81	36	73	50	-8	+14

(4) 運行ミスの発生件数

	令和元年度	令和2年度	増減
運行ミス発生件数	17件	11件	-6件

(5) 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

①事故報告件数

	令和元年度	令和2年度	増減
事故報告件数(内有責事故件数)	0件(0件)	0件(0件)	±0件

②車両路上故障報告件数

	令和元年度	令和2年度	増減
路上故障	22件	28件	+6件

※自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの（自動車事故報告規則第2条第11号）

4 令和2年度の総括

(本編10ページ)

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸送安全の取組の一部について、実施時期等の変更や実施方法の見直しを行いました。
- 重点取組事項及び形態別目標の達成に向けて、添乗観察による指導や、個別指導教育実施後のフォロー体制の強化など、事故防止の取組を進めました。
- 点呼時の注意喚起や、デジタルサイネージを活用した情報共有により、運行管理の徹底に取り組むとともに、マネジメントレビューを実施することで、運輸マネジメントを推進しました。
- 感染症拡大に伴う走行環境の変化などの影響により、「静止物接触事故」及び「車両接触事故」が増加したことから、有責事故発生件数目標及び形態別目標については、いずれも達成することができませんでした。
- 今後は、添乗観察による指導や啓発活動を継続するとともに、研修や指導の効果を高めるための新たな手法や、職長運転手の活用、効果的な点呼の実施方法などについて検討し、運転手・運行管理者の技能と意識の向上を図ります。
- 運行ミスについては、発生件数が過去最少となり、これまでの取組の成果が徐々に表れてきていると考えています。
- 今後は、経路誤り防止対策プロジェクトミーティングを活用し、各営業所との情報交換や、これまでの取組の強化などを行ってまいります。

III 令和3年度の輸送の安全に関する事項

(本編11～16ページ)

1 令和3年度の目標

(本編11ページ)

【有責事故発生件数に関する目標】

走行距離10万km当たり 【0.28件以下】

【重点取組事項】

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

【形態別目標（有責事故）】

・静止物接触事故【7件以下】 ・車内人身事故【5件以下】

2 令和3年度の取組

(本編12～16ページ)

(1) 安全最優先の徹底

川崎市交通局安全方針やコンプライアンスについて全職員に徹底

(2) 事故防止対策の実施

- ①「重点取組事項・形態別目標」に基づく重点的対策の実施
 - ア 「自転車関係事故」の防止
 - 自転車駐輪場への注意看板の設置、交通安全教室の実施等
 - イ 「静止物接触事故」の防止
 - パスターミナル等における街頭指導や、道路走行環境について関係機関への要請
 - ウ 「車内人身事故」の防止
 - 車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所や駅頭などにおいて配布
 - エ 運転手実技研修の実施
 - それぞれの目標に応じた体験型の運転手実技研修の対象者を拡大して実施

②添乗観察の実施

③適性診断の実施

④運転手への個別指導教育の実施

デジタルタコグラフを活用して収集した運転データに基づく指導（試行）等

⑤危機管理対応

⑥情報共有の推進

⑦交通安全運動等の実施

⑧営業所の地域特性に応じた取組

⑨啓発活動の実施

(3) 運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

点呼時における効果的な注意喚起の実施

②輸送の安全に関する情報伝達

(4) 運行ミスに関する取組

- ①基本動作の徹底等
- ②添乗観察による指導
- ③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施
- ④運行ミス発生時に備えた取組

経路誤り発生時対応訓練の実施

⑤再発防止の取組

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

②職員のモチベーションの向上

デジタルタコグラフを活用して収集した運転データの分析による振り返り（試行）等

③職員の健康管理

④職長運転手の活用

職長運転手による運転手への指導

(6) 災害時等への対応

- ①災害時等に備えた取組の推進
- ②バス非常時連絡体制の確保
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

①マネジメントレビューの実施

②情報共有の推進

③内部監査の実施

④貸切バス評価認定の取組

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画…1,163,944千円